

特別市の法制化に反対する要望

## 特別市の法制化に反対する要望

近年、指定都市市長会は、道府県から独立する特別市の法制化を目指す運動を活発に展開し、国の第34次地方制度調査会でも、本格的な議論が行われている。

この地方制度調査会では、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、国・都道府県・市町村間の役割分担も審議されており、こうした議論の中で、周辺自治体や道府県全体への影響を十分に検証・配慮した上で、大都市制度の見直しを検討することに異論はない。

しかし、道府県に包含されない一層制の自治体である特別市が、大都市制度の選択肢の1つとして実現し、指定都市域内の道府県の権限や税財源のすべてが移譲されれば、指定都市以外の市町村には大きな影響を及ぼす。

神奈川県では、人口の約3分の2を3指定都市が占めているが、仮に特別市制度が実現すれば、県の担う広域的、調整的機能や財政基盤が著しく弱体化し、県としての機能が成り立たなくなるおそれがある。

まず、これまで一体的に行われてきた医療、教育、広域的なインフラ整備や水源環境保全等の住民サービスや調整機能について、資源の偏在する指定都市が巨大な一層制の特別市になって道府県と分断されれば、残された市町村では、住民にとって必要不可欠なサービスの維持・確保が困難になることが予想される。また、災害対応や警察事務などの住民の命や生活に関わる広域行政事務についても、地域の分断による直接的な悪影響を受ける懸念があり、看過できない。

さらに、財政面からの影響についても、指定都市が、不足する税財源を財政状況の厳しい同じ地方から奪うことで、特別市に税財源が集中すれば、是正すべきいわゆる東京一極集中と同じような構造が全国各地で生まれ、特別市とそれ以外の市町村との間で格差の拡大が生じかねない。ヒト・モノ・カネが大都市により一層集中することで、それ以外の地域で人口減少や社会活動の縮小につながることは明らかであり、残された市町村は成り立たなくなる。

このようなことから、極めて大きな課題や懸念のある特別市制度は認められない。我々、神奈川県内の3政令市を除く全16市長は、特別市の法制化に強く反対するとともに、上記を踏まえ、慎重な対応をとっていただくよう、総務大臣に対し要望する。

令和8年5月15日

総務大臣 林 芳正 様

横須賀市長	上地	克明
平塚市長	落合	克宏
鎌倉市長	松尾	崇
藤沢市長	鈴木	恒夫
小田原市長	加藤	憲一
茅ヶ崎市長	佐藤	光
逗子市長	桐ヶ谷	覚
三浦市長	出口	嘉一
秦野市長	高橋	昌和
厚木市長	山口	貴裕
大和市長	古谷田	力
伊勢原市長	萩原	鉄也
海老名市長	内野	優
座間市長	佐藤	弥斗
南足柄市長	加藤	修平
綾瀬市長	橘川	佳彦

令和8年4月14日

総務大臣 林 芳正 様

神奈川県町村会  
会長 木村 俊雄

### 特別市の法制化に反対する要望について

現在、指定都市市長会を中心に、いわゆる特別市の法制化を目指す動きが活発化し、第34次地方制度調査会においても議論が始まっている。

特別市制度は、指定都市が都道府県の区域外となり、都道府県とは別の新たな地方自治体の設立を目指すものである。この制度のもと、指定都市が特別市となれば都道府県を分断することとなり、その広域的な調整機能が損なわれ、由々しき事態が生じることが容易に想像できる。

特に財政面への影響は看過できない。特別市が都道府県の区域外となることで、その財源が減少し、都道府県の単独補助金や広域的なインフラ整備など町村への補完・支援機能が縮小する。町村行政にとって非常に大きな負担増となる。

加えて、広域犯罪に対応する警察事務や、危機事象への対応など都道府県による広域調整機能に支障をきたしかねず、住民サービスが低下するおそれがある。また、神奈川県の例で言うと、すべての神奈川県民の暮らしを支える水源環境保全・再生施策は、将来にわたり県と県内市町村が一丸となって取り組むことが求められる。

今後、全国的にも町村を中心に人口減少が進み、人的資源不足等が深刻化していく中、持続可能な行政運営を実現していくことが大きな課題となっている。都道府県と基礎自治体とが連携し、水平連携、垂直補完など様々な手法を活用しながら課題の解決に取り組んでいくことが必要不可欠である。

よって、地域の分断を招く特別市の法制化については、神奈川県町村会として反対する。

## 特別市の法制化に反対する要望

県から実質的に独立するいわゆる「特別市」については、指定都市市長会において早期法制化の実現を目指しており、現在、国の第34次地方制度調査会でも、議論が本格化しつつある。

しかし、一層制の自治体である特別市が実現すれば、県の総合調整機能、財政面、住民代表機能など、様々な支障や影響を及ぼしかねない。

県の総合調整機能について、医療などをはじめ、様々な資源が指定都市域に偏在している中、巨大な一層制の特別市が実現して県を分断することになれば、市町村域における県の連絡調整や補完、広域行政事務に大きな支障が生じる。

財政面について、地方全体で財政状況が厳しい中、指定都市の不足する税財源を県に求めれば、県では県税の大幅な減少により財源不足が生じる。そうなれば、県による行政サービスや市町村への支援が大幅に低下するなど、特別市とそれ以外の自治体との間で格差の拡大が生じる。さらに、現在指定都市域にある県有施設は、他地域への移転や特別市への移管などが必要となり、県民の皆様への新たな費用負担が発生するなど、県民生活に大きな影響を及ぼすことは明らかである。

住民代表機能について、特別市は、現在の県と指定都市の事務権限と税財源を併せ持つ巨大な一層制の自治体であり、1人の市長と1つの市議会のみで地方自治を行うこととなるため、行政と住民との距離が遠くなり、住民の多様な声を拾い上げてきめ細やかな行政サービスを提供できるのか、疑問である。

このように、様々な課題や懸念を抱える「特別市」制度は、住民目線から見て妥当ではなく、大都市制度の選択肢にはなり得ない。本県は、特別市の法制化に断固反対するとともに、国においても、新たな大都市制度として特別市の法制化は行わないよう、強く要望する。

令和8年5月15日

総務大臣 林 芳正 様

神奈川県知事 黒岩 祐治